

大阪市水道局告示第 2 号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 16 日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
池田泉州銀行	伊丹鴻池 支店	変 更 前	兵庫県伊丹市鴻池 4 丁目 1 番 10 号	令和 7 年 1 月 20 日
		変 更 後	兵庫県伊丹市西台 1 丁目 1 番 1 号	

（水道局総務部経理課）